

【インドネシア政府による追加的な入国制限措置（インドネシア国外滞在中に  
KITAS/KITAP が失効した場合等の救済措置）】

令和2年5月12日（総20第64号）  
在デンパサール日本国総領事館

- 今般、インドネシア法務人権省入国管理総局はインドネシア国外滞在中に一時滞在許可（KITAS）／定住許可（KITAP）の有効期限が切れた場合等の救済措置を発表し、これらの有効期限が切れても再入国が可能になりました。事前手続きは必要ないとされています。
- そのような場合の再入国は、7か所の国際空港等のみで可能で、インドネシア政府が実施している新型コロナウイルス対策の保健プロトコルや手続き及びその運用に従う必要があるとされています。KITAS/KITAP の延長手続きは、再入国後に行うこととなります。
- これに加え、2020年1月1日以降に発行されたテレックス査証／査証の効力も自動延長されることになっています。
- 当館としても、できるだけ速やかな情報のアップデートに努めていますが、邦人の皆様におかれても最新の関連情報の入手に努めて下さい。

1 4月7日付の当館お知らせ

（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100041464.pdf>）で、一時滞在許可（KITAS）／定住許可（KITAP）の延長のためには有効期限内にインドネシアに再入国し必要な手続きを行う必要があると案内しましたが、今般、インドネシア法務人権省入国管理総局は、インドネシア国外滞在中に KITAS／KITAP の有効期限が切れた場合の救済措置を発表しました。

(1)救済措置の概要は、以下のとおりです。

- ア インドネシア国外滞在中に KITAS／KITAP の有効期限あるいは KITAP の再入国許可の有効期限が切れてもインドネシア再入国が許可される。事前手続きは特段必要ない。
- イ 再入国は、インドネシア政府が指定する以下7箇所の入管（空港／国際海港）のみで可能。
  - ・スカルノ・ハッタ国際空港（ジャカルタ）
  - ・ジュアンダ国際空港（スラバヤ）
  - ・ングラ・ライ国際空港（バリ）
  - ・クアラナム国際空港（メダン）
  - ・ハン・ナディム国際空港（バタム）
  - ・バタム・センター国際海港（バタム）
  - ・チトラ・トリトゥナス国際海港（バタム）
- ウ 再入国の際には、インドネシア政府が実施している新型コロナウイルス対策の保健プロトコルや手続き及びその運用に従う必要がある。

(2)なお、これまで、(ア)入国の7日以内に医療機関が発行した英文の健康証明書、及び(イ)インドネシア政府によって実施される14日間の隔離を受ける用意があることを述べたステートメントの提示が求められていますが、インドネシア政府は、状況の推移に伴い、保健プロトコルや手続き及びその運用を随時変更していますので、当館からの最新の領事メール等をご確

認ください。

5月11日付の当館お知らせ( <https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100053181.pdf> )  
で、インドネシア到着時に、健康証明書にPCR検査の結果が陰性であることを示す記載のない  
方に対しては、迅速抗体検査を含む追加的健康検査が実施されることになった旨案内していま  
す。これに関し、仮に迅速抗体検査の結果が陽性であった場合には、新型コロナウイルスの症  
状があれば、緊急病院／新型コロナウイルス指定病院へ移送・隔離される、また、陽性かつ症  
状がなければ本国へ送還とされています。

(3)インドネシア再入国後は、失効したKITAS／KITAPあるいはKITAPの再入国許可の延長  
手続きを以下のとおり行う必要があります。入国日程が決まっている場合、インドネシア所在の  
保証人等を通じて、事前に手続きを開始することをお勧めします。

・KITAS／KITAPの延長：保証人(penjamin)が労働省からの許可(Notifikasi)あるいは投資調  
整庁(BKPM)からの推薦状(Rekomendasi)の取得など、活動に応じた必要な手続きを行う。

・KITAPの再入国許可の延長：保証人が入管事務所で延長手続きを行う。

(4)詳細は、以下のインドネシア法務人権省入国管理総局からの通知等を参照ください。

・インドネシア法務人権省入国管理総局ホームページ：<https://www.imigrasi.go.id/>

(注)レイアウト及び内容が頻繁に修正されているようです。また、セキュリティ上、アクセスが  
難しいことがあります。

・入管総局 Instagram：[https://www.instagram.com/p/B\\_7NCeDjuVv/?igshid=1sbhx9mz2qjf](https://www.instagram.com/p/B_7NCeDjuVv/?igshid=1sbhx9mz2qjf)

・入管総局 Facebook：

[https://m.facebook.com/story.php?story\\_fbid=1614499168697911&id=128846680596508](https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=1614499168697911&id=128846680596508)

・入管総局 Twitter：[https://twitter.com/ditjen\\_imigrasi/status/1258719977688858625?s=19](https://twitter.com/ditjen_imigrasi/status/1258719977688858625?s=19)

2 これに加え、インドネシア法務人権省入国管理総局は、有効期限が切れたテレックス査証  
／査証が自動延長される旨についても発表しました。概要は以下のとおりです。

(1)テレックス査証(Teleks Visa)

・2020年1月1日以降に発行され、在外インドネシア公館で受領することのできなかったテレッ  
クス査証については、同査証の有効期限が自動的に延長される。

・自動的に延長されるテレックス査証の有効期間は、インドネシア政府による新型コロナウイ  
ルスの収束宣言から60日間。

・上記の手続きでテレックス査証が自動延長された外国人労働者／投資家の保証人は、同人  
のインドネシア到着について労働省雇用育成総局(Direktorat Jenderal Pembinaan  
Penempatan Tenaga Kerja dan Perluasan kesempatan Kerja)／投資調整庁に報告する義務が  
ある。

(2)査証

・2020年1月1日以降に発行され、インドネシアの入国規制が強化されたため、未使用の査証  
についても、同査証の有効期限が自動的に延長される。

・自動的に延長される査証の有効期間は、インドネシア政府による新型コロナウイ  
ルスの収束宣言から90日間。

・上記の手続きで査証が自動延長された外国人労働者／投資家の保証人は、同人のインドネ

シア到着について労働省雇用育成総局(Direktorat Jenderal Pembinaan Penempatan Tenaga Kerja dan Perluasan kesempatan Kerja)／投資調整庁に報告する義務がある。

詳細は、インドネシア法務人権省入国管理総局ホームページ  
( <https://www.imigrasi.go.id/> )を参照ください。

3 状況の推移により、インドネシア政府は出入国に関する制度やその運用を随時変更しており、これに伴い、入国規制が変更される可能性があります。当館としてもできるだけ速やかな情報のアップデートに努めていますが、邦人の皆様におかれても最新の関連情報の入手に努めて下さい。